

<p>附則 4 「1」3 略 宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号） 附則第三条第一項の規定により皇嗣職が置かれていた間においては、別表第一及び別表第三の規定の適用については、これら表中「東宮大夫」とあるのは「皇嗣職大夫」とする。</p>	<p>附則 「1」3 同上 「項を加える。」</p>
--	------------------------------------

### 省 令

#### ○文部科学省令第十八号

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の六第二項の規定を実施するため、文部科学省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月二十二日

文部科学大臣 柴山 昌彦

文部科学省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

文部科学省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則（平成二十年文部科学省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条中「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号。以下「法」という。）を「法」に改め、同条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（出資の認可の申請）

第二条 令別表第二の五の項第二欄に掲げる研究開発法人が、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号。以下「法」という。）第三十四条の六第二項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 出資先の名称、住所又は居所及び代表者名（出資先が投資事業有限責任組合である場合にあつては、当該投資事業有限責任組合の名称及び事務所の所在地並びに無限責任組合員の氏名又は名称及び住所）
  - 二 出資に係る財産の内容及び評価額
  - 三 出資を行う時期
  - 四 出資を必要とする理由
  - 五 その他文部科学大臣が必要と認める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
    - 一 出資先の定款その他の基本約款（出資先が投資事業有限責任組合である場合にあつては、当該投資有限責任組合の組合契約書）又はこれに準ずるもの
    - 二 出資先の貸借対照表、損益計算書その他の財務に関する書類
    - 三 その他文部科学大臣が必要と認める書類
- 様式第一中「第2条第1項」を「第3条第1項」に改め、様式第二中「第2条第2項」を「第3条第2項」に改め、様式第三中「第3条第1項」を「第4条第1項」に改め、様式第四中「第3条第2項」を「第4条第2項」に改め、様式第五中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改め、様式第六中「第5条第2項」を「第6条第2項」に改め、様式第七中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改め、様式第八中「第6条第1項」を「第7条第2項」に改める。

附則  
この省令は、公布の日から施行する。

○外務省告示第百三十九号  
平成三十一年四月三日にローマで、多国籍部隊・監視団における日本国の自衛隊の地位に関する次の書簡の交換が多国籍部隊・監視団との間に  
行われた。

平成三十一年四月二十二日  
外務大臣 河野 太郎  
（多国籍部隊・監視団側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本官は、千九百八十一年八月三日に署名されたエジプト・アラブ共和国とイスラエル国との間の平和条約の議定書（以下「議定書」という。）によって設立された多国籍部隊・監視団（以下「MFO」という。）への日本国の自衛隊員の派遣に関して日本政府（以下「政府」という。）の代表者とMFOの代表者との間で最近行われた協議に言及する光榮を有します。

前記の協議の結果、政府及びMFO（以下個別に「当事者」といい、合わせて「両当事者」という。）は、MFOへの日本国の自衛隊員の派遣について、次のとおり了解に達しました。

- 1 (a) 政府は、日本国の法令の範囲内でこの了解を実施する。
- (b) MFOは、議定書の範囲内でこの了解を実施する。
- (c) 政府は、MFOに派遣される日本国の自衛隊員（以下「隊員」という。）が議定書の規定に従って行動し、並びにMFOの指令、規則及び命令を遵守することを要求する。
- 2 特権及び免除は、議定書により隊員に与えられる。
- 3 隊員は、日本国の法令に従い、MFOに派遣されている間に実行した疑いのある犯罪について政府の専属的な管轄権に服する。政府は、MFOに対し、当該犯罪について当該管轄権を行使することを保証する。政府は、更に、MFOに対し、隊員の規律を維持するために必要な措置をとることを保証する。
- 4 (a) 両当事者間の財産の損害又は滅失に関する請求並びに隊員及び議定書の付録に定義する他のMFOの構成員の死亡又は傷害に関する請求は、両当事者間の協議を通じて友好的に解決する。

### 告 示

- 5 隊員は、日本国の自衛隊の制服を着用することができ。隊員は、この了解の下での業務その他の活動の遂行中に使用する武器を所持し、又は携行することができる。
  - 6 政府は、隊員が、原則として、MFOの事務局長に対する十分な事前の通報なしに撤退しないことに同意する。
  - 7 日本国の内閣府国際平和協力本部事務局とMFOとの間において、この了解の詳細及び手続を定める別途の実施取決を作成する。
  - 8 この了解の解釈又は実施から生ずる両当事者間のいかなる紛争も、専ら両当事者間の協議を通じて解決する。
  - 9 (a) この了解は、一年間効力を有するものとし、MFOの任務がエジプト・アラブ共和国政府とイスラエル国政府との間の合意により終了する場合及びいづれか一方の当事者が他方の当事者に対し少なくとも六箇月前にこの了解を終了させる意思を通告する場合を除くほか、自動的に更に一年ごとに更新される。
  - (b) この了解は、両当事者間の書面による合意によって改正することができる。
  - (c) この了解の終了は、当該終了の前にこの了解の実施から生じたいかなる権利及び義務にも影響を及ぼすものではない。
- この書簡は、ひとしく正文である日本語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとする。
- 本官は、更に、前記の了解が政府にとって受諾し得るものであるときは、この書簡及び閣下の返簡が政府とMFOとの間の合意を構成するものとみなし、その合意が閣下の返簡の日付の日効力を生ずるものとするを提案する光榮を有します。
- 本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。
- 平成三十一年四月三日にローマで  
多国籍部隊・監視団事務局長  
R・ステファン・ピークロフト  
イタリア共和国駐在  
日本国特命全權大使 片上慶一閣下